

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	男女参画・子育て支援課	検索番号	1-1
法令名	児童福祉法	根拠条項	第35条第4項		
許認可等	国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設の設置認可				
(根拠規定)					
児童福祉法 (昭和22年12月12日法律第164号)					
第35条					
4 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。					
(許認可等の基準)					
児童自立支援施設設置認可基準					
国、都道府県及び市町村以外の者は、児童福祉法第35条第4項により、都道府県知事の認可を得て児童福祉施設を設置することができることとなっているが、児童自立支援施設については、国又は地方公共団体以外の者が児童自立支援施設を運営することの可否について、なお研究すべき点があると考えられる。					
については、私立児童自立支援施設の設置認可はしないこととする。					
(平成12年4月1日保健福祉部長伺定)					
(その他)					